

(電子版)

info@jikosoren.jp

2016年 第5号 2016年11月15日

発行: 自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201 tel.03-3875-8071 fax.03-3874-4997

交運労働者の労働環境改善へ

11・9中央行動 国交省・厚労省に請願、交渉



自交総連は11月9日、交運共闘の仲間とと もに11・9中央行動を実施し、全体で約800 人、自交総連から430人が参加しました。

国土交通省前で10時半から決起集会を行 い、交運共闘・髙城議長(自交総連中央執行 委員長)があいさつ。規制緩和政策による交 通・運輸現場の安全・安心の破壊で事故が相 次いでいることや過労死問題に触れ、問題改 善のため国土交通労組が要求する増員も実現 し、国民本位の交通運輸政策の前進と交運労 働者の労働環境改善に全力をあげようと訴え ました。全労連・井上事務局長が連帯あいさ つ、JAL争議団、全厚生争議団の代表が不 当解雇撤回の支援を訴えました。参加者が請 願署名を手渡している間、早川副委員長が自 交総連を代表して決意表明しました。

厚生労働省でも個人請願を行いました。

12時15分から、日比谷野外音楽堂で、全労 連・春闘共闘の決起集会がひらかれ、2000人 が結集しました。集会後、国会までデモ行進 しました。

午後からは代表が国交省・厚労省との交渉 を行いました。

11・9中央行動の参加数(自交総連)

一・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
地方名		参加	提出署名数	
		人数	国交省	厚労省
宮	城		176	162
福	島		93	93
埼	玉	25	317	328
東	京	361	4907	4881
神君	F/II	39	271	264
静	岡		129	129
大	阪		295	299
高	知		9	10
福	岡	1	1	1
大	分		39	38
長	崎		49	52
本	部	4	4	4
合	計	430	6289	6261
1まむに掛大労 970 日大労知 70 洪沛明成				

ほかに建交労270、国交労組70、港湾関係 10 人参加

「運転者の労働条件に悪い影響を与えないように」

【2016.11.9 国土交通省交渉】

出席者 組合側 髙城委員長、早川副委員長、菊池書記長他19人(本部2、東京12、 埼玉2、神奈川2、福岡1)

国交省 自動車局旅客課佐藤和義タクシー事業活性化調整官他4人

要請事項

- 1. 白タク行為であるライドシェア合法 化を認めないこと。
- (1) 規制改革会議に対して、「対応不 の観点から適切でない」とした回答の いる。 立場を今後とも堅持すること。
- (2) 改正国家戦略特区法に基づく自家用 が困難な場合に限るとされており、全国 有償観光旅客等運送事業については、 守するとともに、運用の実態や違法行 為がないかを国交省として適切に把 域の空白が解消されれば、更新しない。 握、監督すること。
- (3) 過疎地域の公共交通維持・充実のた 督しながらチェックする制度となってい 助金を大幅に増額すること。

---ドライバーと観光客をマッチングす 省の回答が出たが、国交省として認め 別々ならば白タクと言えない。もし、そ ているのか。

2. タクシー運転者の労働条件改善のた 旨を実現する減車や累進歩合の廃止、 などの措置を事業者に指導すること。

回答要旨

- (1) 従来どおり、利用者の運行は安 心・安全が最優先であり、事業者が運行 に責任を負わず、運転者に責任を負わす 可」「自家用車を用いた旅客運送を認 ライドシェアのような形態の運行は認め めることは、安全確保、利用者保護等 ることはできず、不適切であると考えて
- (2) 特区の制度はバスやタクシー運送 に対象を拡大させることは考えていな 要件を厳格に適用して安易な拡大を行い。従来からある自家用有償運送と同 わず、同法改正時の国会附帯決議を厳様、車両管理、事故の対応等を登録制で 確保している。登録は更新制であり、地 調査の監査権限も持っており、管理・監 め、乗合タクシーなどタクシーの活用る。(京丹後で実施されているのも監督 を積極的にすすめ、地方自治体への補 するのかとの問いに)何かあれば、調査 の対象となる。
 - (3) 乗合タクシーは、地域住民のネッ トワークに重要な役割を果たしている。 限られた予算のなかで、今年は281億円 (編注、バス等も含む、乗合タクシー関 連は33億円)の予算を計上した。

車とドライバーがセットでレンタルさ る「ジャスタビ」を「白」とする経産 れているならば白タクであるが、完全に ういった(セットである)行為があれ ば、報告してほしい。

27の特定地域のうち、秋田、長野、京 め、改正タクシー特定地域特措法の趣 浜では事業計画の認可申請がされた。他 の地域でも審議が進んでいる。賃金は労 運転者負担見直し、給与体系の再構築し使が決めるものだが、国会の附帯決議を 遵守するようにしたい。

3. 初乗り距離短縮運賃などタクシー運 金減少につながる改定は認めないこ

一東京の実証実験ではいくらかかった のか。

-初乗り距離短縮運賃は、運転者の賃 値上げになる。なぜやるのか。

-繁忙期割増・閑散期割引や事前確定 運賃などが検討されているようだが、 省としてどう考えているのか。

4. 増加している高齢運転者について、 知症検査など厳格な心身の検査を事業 い。 者負担で毎年行うことを義務付けるこ と。

現在、審査手続き中だが、利用者の乗 **賃・料金の改定について、運転者の賃 車距離に即した運賃にするという趣旨で** 運収は従前とほとんど変わらないもの

約1600万円かかっている。

運転者の労働条件に悪い影響を与えな 金が下がることになるうえ、長距離は いようにと考えている。事業者が考えて いくべきだ。

> 事業者から提案があるということで、 まだ検討中で確定しているわけではな い。繁忙期割増では、雨天の際に高くな るような運賃でいいのか、地方はずっと 閑散期ではないか、などの意見もあり、 検討している。労働条件を悪化させない でどうやるかということで、運収が下が るのであれば、その差は事業者が埋めて いくという前提で考えていきたいと思っ ている。

実施しているスクリーニング検査を拡 65歳以上の者については脳ドックや認力し、マニュアルの周知徹底をはかりた

> (高齢運転者には利用者も不安を感じ ている。義務付けられないのかという指 摘に)マニュアルの徹底等を指導した い。法律で決めれば義務付けはできる。

「有休は労働者が請求する時季に与えることが前提」

【2016.11.9 厚生労働省交渉】

出席者 組合側 髙城委員長、早川副委員長、菊池書記長他11人(本部1、東京6、 埼玉1、神奈川2、福岡1)

> 労基局賃金課嶋村貴紀賃金・退職金制度係長、同監督課福海優太 厚労省 監察係官、他1人

要 請 事 項

1. 2014年1月24日付诵達の発出より3 度の廃止は十分に進展したと考えてい るのか見解を示すとともに、実効性を

回答要 旨

自動車運転者を使用する事業所への監 年近くが経過しているが、累進歩合制 督指導の際、累進歩合制度が採用されて いないか必ず確認し、採用されていた場 合、指導文書を交付することで改善を促 るのか明らかにすること。

-指導後に具体的にどれだけ改善・減 少した企業があるのか。

---どの程度改善したか調べないで実効 が上がるはずがない。

2. 「運転者不足」を理由に年次有給休 暇の取得を制限する使用者を指導し、 自由に取得できる環境を整備するとと もに、取得時に不当に賃金額が減少し ないよう「自動車運転者労務改善基準 の解説」で紹介されている仮想営収方 式の周知につとめること。

――タクシーで時季変更権に該当する例 があるのか。例があるなら言ってほし い。事業の運営を妨げないのに有休を 制限する事業者が非常に多い。

3. 最低賃金の引上げにともない同法違 さない啓発指導をつよめ、実際の違反 には厳格に対処すること。また、最低 賃金を支払うことで経営困難が生じる 使用者に対する援助、補助の措置を講 じること。

4. 歩合給に対する時間外・深夜割増賃 金の適正な支払いを徹底指導するこ と。総額の中に含めて支払うとか、一 日支払ったものを別の項目で引き去る とかの手法で、結局、支給額が一定率 となり、実際の労働時間と比例して増 加しないものは、労働基準法の趣旨を 没却するものとして認めないこと。

あげるために今後どのような措置をと|している。引き続き、重点的に監督指導 を行っていきたい。

> 結果については厚労省では把握してい ない。改善指導した事業所は2割程度 で、指導後に改善したかどうか報告を求 める形になっている。

> 現場では把握しているが、本省でも報 告を求め、それをふまえて対策を検討す ることは省内でも共有したい

「事業の正常な運営を妨げる場合」以 外は年次有給休暇は労働者が請求する時 季に与えることが前提であり、違反する 場合は是正にむけた指導を行う。賃金支 給方式は労使間の自主的な交渉で決める ものだと認識している。仮想営収方式 は、賃金の見直し等の相談があった時に そういう方式があると紹介はできる。

…… (例は言えず)。有休を指定した のに認められず賃金がカットされている 場合、実態をふまえ、事業の正常な運営 を妨げる場合でなければ対応する。

最低賃金以下の給与支払いが認められ 反の多発が想定されるので、違反を許 た場合は是正にむけて指導していく。悪 質な事案については厳正に対処したい。

> また、業務改善にとりくむ中小企業 や、系列の中小企業団体への助成金など も行っている。最低賃金の引き上げにあ たって、中小企業には生産性向上に努め る企業への援助の実施を伝えている。支 給要件の緩和など、政府全体で対応した 11

> 労基法24条で賃金は全額支払わなけれ ばならないとされている。勝手に引くこ とはできない。

> 時間外割増賃金は、通常より高い賃金 に設定することで長時間労働を抑制する ためという面もある。そのためにも、監 督指導において違反の有無を確かめてい きたい。